

普通社員規程

公益社団法人 日本理容美容教育センター

普通社員規程

平成25年 4月 1日

一部改正 平成27年 6月25日

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理容美容教育センター(以下、「この法人」という。)の定款(以下、「定款」という。)第5条第1項第1号に規定する普通社員について必要な事項を定める。

(養成施設の代表者の範囲)

第2条 定款第5条第1項第1号のア及びイに規定する理容師養成施設又は美容師養成施設の代表者は、当該養成施設の設置者(設置者が法人であるときは、理事長その他当該法人を代表する者)又は当該養成施設の長である者とする。

2 前項の法人を代表する者は、当該法人の定款又は寄付行為によって代表権を有する旨規定されている者とする。

(普通社員の権利)

第3条 普通社員は、法人の事業に関し、次の権利を有する。

- (1) 社員総会に参加し、議決権を行使すること
- (2) 資料の配付、研修等の機会を均等に受けること
- (3) 法人の事業計画に参加し、役員その他の任務に就くこと

(普通社員の義務)

第4条 普通社員は、法人の事業に関し、次の義務を有する。

- (1) 法人の目的及び事業内容を十分に理解して、定款の規定又は定款に基づき別に定める

規程等を遵守し、業務の進展に関し誠意をもって協力すること

- (2) 会費のほか、社員総会又は理事会等で決議した負担金を納入すること
- (3) 役員の就任その他社員として負うべき責務を果たすこと

(普通社員となろうとする者の入社申込手続)

第 5 条 普通社員になろうとする者の入社申込みは、理事会において別に定める入社申込書に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 申込者の履歴書
- (2) 申込者が当該養成施設の代表権を有することを証明する書面
- (3) 在社証書
- (4) 申込者の写真
- (5) その他、申込者に関係する事項が記載された書類
- (6) 指導調査委員会が別に定める書類

(普通社員となろうとする者の入社基準)

第 6 条 定款第 6 条第 1 項の規定に基づき、普通社員として入社しようとする者は、当該養成施設について、理容師法又は美容師法に基づく厚生労働大臣または都道府県知事の指定のあった後でなければならない。

2 前項に掲げる入社申込者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 申込者が当該養成施設を代表する正当な権限を有していること。
- (2) 指導調査委員会の審査の結果、当該養成施設の運営が適正であるとして、この法人の社員校としてふさわしい旨認定されたものであること。
- (3) この法人の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をするおそれがないものであること。
- (4) 入社申込書又はその添付書類中に、重要な事項についての虚偽の記載がないこと若しくは重要な事実の記載が欠けていないこと。

(地位を承継して普通社員となった者の届出)

第 7 条 普通社員であった者の地位を承継して、理容師養成施設又は美容師養成施設の設置者又はその長となった者が普通社員になろうとするときは、その氏名及び地位を記載した届出書に第 5 条第 1 号から第 6 号までに掲げる書類を添えて、理事長に届出なければならない。

(変更の届出)

第 8 条 普通社員は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を理事長あてに届出なければならない。

- (1) 当該普通社員の氏名又は住所
- (2) その代表する養成施設の印章、名称、所在地又は生徒の定員
- (3) 当該普通社員がその代表する養成施設の設置者でないときは、当該養成施設の設置者
- (4) 当該普通社員がその代表する養成施設の長でないときは、当該養成施設の長

(除名及び身分の消滅)

第 9 条 定款第 9 条の規定により、社員総会の議決に基づき除名した普通社員に対しては、除名の理由を付した除名通知書を交付する。

(事務局との関係等)

第 10 条 この法人の関係者は、業務の運営に関し、資料の提出若しくは提示を求め、その処理について意見を述べる等の必要があるときは、社員総会、理事会その他この法人の機関を通じ、又は理事長、副理事長、専務理事若しくは事務局長に対してこれを行うものとする。

(地区養成施設協議会)

第 11 条 普通社員は、この法人の事業の推進に協力し、もって公益の増進に寄与するため、定款別表に掲げる地区ごとに地区養成施設協議会を組織することができる。

2 地区養成施設協議会は、この法人の事業との調整を図るため、あらかじめ、理事会の承認を経て、次に掲げる事業を行うとともに、理事長の諮問に応じて意見を具申することが

できる。

- (1) 当該地区の理容・美容の教育の普及向上に関する事業
- (2) 当該地区の理容師養成施設及び美容師養成施設の教職員が行う研修活動の支援に関する事業
- (3) その他この法人の目的の達成に必要な事業であつて、理事会が相当と認めたもの

3 地区養成施設協議会は、前項の規定による事業のほか、当該地区の理容師養成施設及び美容師養成施設相互の連絡並びに親睦に関する事業を行うことができる。

4 理事長は、理事会の承認を経て、地区養成施設協議会に対して必要な助言等を行うとともに、その意見を尊重するように努めなければならない。

(規則の変更)

第12条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。